

平成 30 年度事業計画大綱

1. 基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

鶴岡市社会福祉協議会は、本市における地域福祉推進の中核団体として、それぞれの地域の歴史と特性を基に、住民がお互いに支え合い、安心した暮らしと優しさを育む福祉のまちを創るため、住民の主体的参加と行政並びに関係団体、他社会福祉法人との協働による『おだがいさまのまちづくり』を推進します。

2. 基本方針

地域の福祉を取り巻く状況は、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加、また、社会的孤立、ひきこもり、生活困窮、高齢者・障がい者・児童に対する虐待など様々な地域課題、生活課題が多様化、深刻化してきており、地域の福祉力への期待はますます高まっています。

このような中で、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第 109 条）として、住民の具体的な地域課題、生活課題を受け止め、地域福祉活動推進部門、高齢・障がい等相談支援部門、福祉サービスを提供する事業推進部門それぞれの機能が有機的、総合的につながり、個別支援（見守り、ひきこもり、生活困窮、高齢者・障がい者・児童に対する虐待）と地域づくりに取り組む社協（総合支援型社協）を引き続き目指します。

同時に、社会福祉法人を取り巻く急激な環境変化への対応を進めながら、法人として円滑で強固な組織体制と組織運営の基盤整備に一層努めます。また、事業運営については、30 年度に同時改定となる新介護保険報酬、障害福祉サービス報酬を受け、厳しい経営環境になるものと予想されるため、事業収入を注視しつつ、限られた財源で個々の事業を一層効率的に推進し、安定的な経営に努めます。

社会福祉協議会の根幹である地域福祉の推進については、地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」（3 年次）に基づいた取組を進め、特に、地域福祉を進める新たな仕組みづくり、また、個別支援と地域づくりを両輪として福祉コミュニティの構築に努めます。また、他社会福祉法人との協働による地域における公益的な取組を推進します。

高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業の推進については「第二期 事業経営計画」（3 年次）に盛り込まれた取組を計画的に実施し、高齢者、障がい者サービスの充実に努めます。同時に、施設における地域貢献活動を積極的に進め、また、高齢者と障がい者への福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の研究を進めます。

児童福祉事業については、「発展・強化計画（第2期）」（3年次）に基づいた取組を進め、地域における子どもの健全育成を視点を、保育園、児童館、学童保育所それぞれの運営の更なる充実に努めます。同時に、学童保育所の環境整備等を進めます。また、地域における子育て状況から見えてくる新たなニーズを踏まえた事業展開を目指します。

3. 重点事業

（1）地域福祉活動の推進

地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2015」における、住民主体による地域福祉活動、災害時のボランティア活動、コミュニティソーシャルワーク実践を充実するための仕組みや体制整備、また、「地域支え合いプラン」を地域の関係団体等と協力して計画的に実施します。同時に、社会福祉法人連携による地域における公益的な取組を継続して進めます。

（2）自立相談支援事業と権利擁護活動の推進

開設4年目となる鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の活動、課題を整理し、生活困窮者等への相談、支援の更なる充実に努めながら、新たな生活支援サービスの検討を行います。また、地域包括支援センター、障害者相談支援センター等と協力しながら、権利擁護活動及び成年後見制度の啓発活動を進めると同時に、権利擁護に関わる支援機関の設置について検討します。

（3）高齢者福祉、障がい者福祉事業の充実

「第二期 事業経営計画」に基づき計画的に事業を推進するとともに、計画の中間年としての検証を行います。また、各施設における更なる地域貢献活動を進めると同時に、国が提唱する、高齢者と障がい者への福祉サービスを分けずに同一の事業所で一体的にサービスを提供していく「共生型サービス」の研究を進めます。また、全国社会福祉協議会の委託事業として「介護職員実務者研修通信課程」を開校します。

（4）児童福祉事業の充実

保育園、児童館、学童保育所（放課後児童健全育成事業）の事業運営については、特に事務管理の効率化、リスクマネジメント体制の強化を継続して進めながら事業の充実に努めます。また、児童福祉施設における地域貢献活動を進めると同時に、第一学区学童保育所の施設整備を計画的に行います。

(5) 法人運営の充実・強化

「発展・強化計画（第2期）」において「法人組織運営と組織体制の強化」として位置付けた各種取組を進めながら、組織強化、人材育成に努めます。特に、監事並びに会計監査法人からの指導の下、財務規律の強化、ガバナンスの強化を更に進めます。

(6) 「生活支援・介護予防の基盤整備」に向けた体制整備

市が進めている「介護予防・日常生活支援総合事業」における生活支援コーディネーターの配置計画を注視しながら、その中で社会福祉協議会が果たす役割とその体制整備に向けた検討を進めます。